

○越谷市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱

平成31年(2019年)3月29日

告示第112号

(趣旨)

第1条 市は、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等の整備、介護施設等の施設開設準備等を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる法人とする。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社

(6) その他市長が認める法人

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、埼玉県

地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（平成27年7月15日付け高福第418-1号埼玉県福祉部高齢者福祉課長通知。以下「県要綱」という。）に定める市町村補助事業のうち、次に掲げる事業とする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業 別表第1号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める施設等の整備を行う事業

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 別表第2号の表に定める施設等の開設準備等を行う事業

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 別表第3号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める施設等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支払う事業

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 次に掲げる事業

ア 特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設のユニット化改修を行う事業

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業は、補助の対象としない。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業 次のいずれかに該当する事業

ア 既に実施している事業

イ 現に当該事業の経費の一部又は全部について、他の補助金の交付を受けている事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

- エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業
- オ その他施設等の整備に関する事業として適当と認められない事業
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 現に当該事業の経費の一部又は全部について、他の補助金の交付を受けている事業
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 次のいずれかに該当する事業
 - ア 保証金として授受される一時金である場合
 - イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
 - ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合
 - エ 現に当該事業の経費の一部又は全部について、他の補助金の交付を受けている事業
- (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 別表第4号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める施設等の改修等を行う事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、県要綱に定める地域密着型サービス等整備助成事業等に係る補助金の交付制度における補助対象経費とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)を除く。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額の範囲内で、市長が認める額とする。

- (1) 県要綱に基づき決定された市町村補助金の額

(2) 地域密着型サービス等整備助成事業等の実施に要した補助対象経費

(申請書の様式等)

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

3 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、添付を要しない。

4 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項は、次の各号に掲げる事業ごとに、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

ア 事業計画

イ 収入支出予算（見込）書抄本

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 開設概要

イ 事業計画

ウ 支出予定内訳

エ 収入支出予算（見込）書抄本

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

ア 施設概要

イ 収入支出予算（見込）書抄本

ウ 対象地の路線価の分かる資料

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 事業計画

イ 収入支出予算（見込）書抄本

(補助金の交付条件)

第7条 規則第8条第2項の規定により付する補助金の交付条件は、次の

とおりとする。

(1) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(2) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。

(交付決定の通知)

第8条 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第2号様式により行うものとする。

(事業内容等の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条の規定により申請した内容に変更を生じたときは、越谷市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金変更承認申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、越谷市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金変更承認通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 補助金は、市長が必要と認める場合は、規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金の交付決定後に概算払により交付することができる。

(実績報告)

第11条 規則第15条第1項の報告書の様式は、第5号様式のとおりとし、補助事業者は、当該報告書に収入支出決算（見込）書抄本その他補助事業ごとに必要な関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、補助事業完了後、速やかに提出するものと

する。ただし、年度を越えることはできないものとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定に係る通知は、第6号様式により行うものとする。

(請求書の様式)

第13条 規則第18条第2項の請求書の様式は、第7号様式のとおりとする。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を越谷市地域密着型サービス等整備助成事業等仕入れに係る消費税相当額報告書(第8号様式)により遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金を市に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後においても、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、適正に活用しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（1） 地域密着型サービス等整備助成事業

区分	施設等
地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム（介護施設の合築・併設に該当するものを除く。）
	小規模な介護老人保健施設
	小規模な介護医療院
	小規模な養護老人ホーム
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
	都市型軽費老人ホーム
	認知症高齢者グループホーム
	小規模多機能型居宅介護事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所
	認知症対応型デイサービスセンター
	介護予防拠点
	地域包括支援センター
	生活支援ハウス
	緊急ショートステイ
施設内保育施設	
介護施設等の合築・併設	介護施設等を合築し、又は併設する地域密着型特別養護老人ホーム
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム
	小規模多機能型居宅介護事業所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所

	認知症対応型デイサービスセンター
--	------------------

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

区分	施設等
定員29人以下の 地域密着型施設等 の開設準備	地域密着型特別養護老人ホーム
	小規模な介護老人保健施設
	小規模な介護医療院
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
	認知症高齢者グループホーム
	小規模多機能型居宅介護事業所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
	都市型軽費老人ホーム
	小規模な養護老人ホーム

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

区分	施設等
定員29人以下の 地域密着型施設等 の本体施設の整備 に係る定期借地権 設定	地域密着型特別養護老人ホーム
	小規模な介護老人保健施設
	小規模な介護医療院
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
	認知症高齢者グループホーム
	小規模多機能型居宅介護事業所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所
	都市型軽費老人ホーム
小規模な養護老人ホーム	

	施設内保育施設
定員29人以下の	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
地域密着型施設等	認知症対応型デイサービスセンター
の合築・併設施設	介護予防拠点
の整備に係る定期	地域包括支援センター
借地権設定	生活支援ハウス
	緊急ショートステイ

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

区分	施設等
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	介護医療院
	介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設
	ア 介護老人保健施設 イ ケアハウス ウ 特別養護老人ホーム エ 介護医療院 オ 認知症高齢者グループホーム
特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修	特別養護老人ホーム(多床室)
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への	介護老人保健施設
	介護医療院
	ケアハウス

転換整備	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ 用居室
	認知症高齢者グループホーム
	小規模多機能型居宅介護事業所
	生活支援ハウス